北海学園大学工学部規則

（目　的）

第１条　この規則は，北海学園大学学則(以下「学則」という。)第３条第２項により，工学部の学生（以下「学生」という。)に関する事項を定める。

２　学生の教育課程に関する必要な事項は，学則に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

（学科及び教育研究上の目的）

第２条　本学部には，学則第３条により，次の学科を置く。

社会環境工学科

(1) 社会環境コース

(2) 環境情報コース

建築学科

電子情報工学科

生命工学科

２　社会環境工学科の目的は次の各号とする。

(1) 社会環境コースは，国民の安全・安心のための生活基盤，および経済活動の活性化のための生産・流通基盤等の計画，設計，建設のための基礎的な技術者教育を行い，新しい時代の要請に応え得る“専門建設技術者”の育成を目的とする。

(2) 環境情報コースは，環境保全対策，防災政策，福祉政策に必要不可欠なリスク管理，社会調査，及び合意形成等の手法に習熟し，環境への配慮を常に欠かさない人間中心の視野を持ち，あらゆる人にとって優しい安全，安心なまちづくりを目指す“文理融合型の技術者”の育成を目的とする。

３　建築学科は，空間，環境，構造・材料の各分野の教育研究を通じ，機能と空間造形のあり方，建物内外の快適な環境づくり，建物の品質と安全・耐久性の確保等に関して必要な知識を身に付け，建築を創造性豊かに考究する能力を培うと共に，建築と地域・都市との関係や地球環境の未来に関する課題に取り組む幅広い問題意識を持ち，プレゼンテーションやコミュニケーションの能力を発揮して積極的に社会に貢献する人材の育成を目的とする。

４　電子情報工学科は，ハードウェアとソフトウェアの両面を基礎から応用にいたるまで幅広く学び，新しい技術を生み出すための知識と能力をもつ人材の育成を目的とする。

５　生命工学科は，次世代の最先端工学である生命科学と人間情報工学の両面において深い知識を有し，地域・国際社会のニーズを的確に捉える広い洞察力と，生命・地球環境への高い倫理観を併せ持つ人材の育成を目的とする。

（授業科目）

第３条　学生の授業科目，その必修科目，選択科目，自由科目の区別，単位数及びその年次配当については，学則別表９に掲げるとおりとする。ただし，教授会の議を経て，年次配当を変更することができる。

２　履修の手引に定めた場合は，教授会の議を経て，上級年次に配当された授業科目を履修することができる。

（単位数の計算方法）

第４条　外国語科目のうち学則第20条第２号ただし書きの規定により，15時間の授業をもって１単位とするものは，別に定める。

２　専門教育科目の演習科目のうち学則第20条第２号ただし書きの規定により，15時間の授業をもって１単位とするものは，別に定める。

３　卒業研究については，15時間の授業をもって１単位とする。

（履　修）

第５条　学生は，その学年又はその学期の当初に所定の手続きによって履修する授業科目を願い出て，学部長の許可を受けなければならない。

（外国人留学生・海外帰国生徒学生の履修）

第６条　外国人留学生及び海外帰国生徒学生のための特別入学試験によって入学を許可された学生は，学則別表９に定める日本語・日本事情（外国人留学生・海外帰国生徒学生向け）科目にそれぞれ掲げる授業科目を履修することができる。これらの学生で学部長が必要と認めた者は，この科目のうち１つ又は複数の授業科目を履修しなければならない。

２　前項で修得した単位は，一般教育科目の修得単位に算入することができる。

（大学院学生の履修）

第７条　本大学大学院工学研究科の学生が，工学部の授業科目の履修を希望するときは，学部長は，教授会の議を経て，これを許可することができる。

（履修手続き）

第８条　授業科目の履修制限，履修登録手続きその他の履修に関する事項は，この規則に定めるもののほか，履修の手引きその他に定めるところによる。

（単位の修得）

第９条　学生が，単位を修得するためには，履修した授業科目の試験等に合格し，教授会の議を経なければならない。

２　卒業研究については，当該研究の担当教員がその成果を評価し，教授会の議を経なければならない。

（入学前の既修得単位の認定）

第10条　本学部１年次に入学した学生が，工学部に入学する前に大学，短期大学，高等専門学校又は専修学校において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を，工学部における授業科目の履修により修得したものとみなし，別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

２　学則第12条・第13条に基づいて編入学又は転入学を許可された学生が，入学する前に履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を工学部における授業科目の履修により修得したものとみなし，別に定める認定の基準により教授会の議を経て認定することができる。

（試　験）

第11条　試験は，その授業科目の授業の終了した学期末に期間を定めて行う。ただし，必要ある場合には臨時に試験を行うことができる。

２　試験に不合格となった授業科目については，教授会の議を経て試験を行うことができる。

（成績の評価）

第12条　授業科目の成績は，秀，優，良，可及び不可の５種によって評価し，秀，優，良及び可を合格とする。

ただし，この成績評価になじまない一部の科目は，合，否とする。

（進　級）

第13条　社会環境工学科にあっては学則別表社会環境コース９(1)及び環境情報コース９(2)に掲げる授業科目で１年次に配当されている授業科目のうちから，次に定める単位を修得した１年次学生は，２年次に進級することができる。

社会環境コース

(1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から６単位以上

(2) 専門教育科目の総合系のうち必修科目２単位以上

(3) 一般教育科目の基盤科目のうち言語，教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学・自然科学の環境，工学基礎科目の１～３群及び専門教育科目の合計14単位以上

環境情報コース

(1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から６単位以上

(2) 専門教育科目の総合系のうち必修科目２単位以上

(3) 一般教育科目の基盤科目のうち言語，教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学・自然科学の環境，工学基礎科目の１～３群及び専門教育科目の合計14単位以上

２　建築学科にあっては学則別表９(3)に掲げる授業科目で１年次に配当されている授業科目のうちから，一般教育科目，工学基礎科目及び専門教育科目合計30単位以上を修得した１年次学生は，２年次に進級することができる。

３　電子情報工学科にあっては学則別表９(4)に掲げる授業科目で１年次に配当されている授業科目のうちから，次に定める単位を修得した１年次学生は，２年次に進級することができる。
(1) 一般教育科目から14単位以上
(2) 専門教育科目から７単位以上（基礎数物系科目を除く），基礎数物系必修科目６単位以上
４　電子情報工学科にあっては４年次進級には，３年次終了時において総単位数90単位以上を修得していなければならない。
５　生命工学科にあっては学則別表９(5)生命工学科に掲げる授業科目で１年次に配当されている授業科目のうちから，一般教育科目及び専門教育科目合計28単位以上を修得した１年次学生は，２年次に進級することができる。
６　生命工学科にあっては４年次進級には，３年終了時において総単位数90単位以上を修得していなければならない。
（卒　業）
第14条　社会環境工学科を卒業し，学士（工学）の学位を得るためには，学則別表社会環境コース９(1)及び環境情報コース９(2)に掲げる授業科目中，次に定める単位を修得しなければならない。
社会環境コース
(1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学及び基盤科目の言語（技術英語を含む）から20単位以上
(2) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から10単位以上
(3) 一般教育科目の基盤科目の言語（技術英語を含む）のうち１科目１単位の英語科目２単位以上
(4) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境，工学基礎科目の１～３群，専門教育科目の基盤数理系１～２群から22単位以上
(5) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境から４単位以上
(6) 工学基礎科目の１～３群から必修２単位，１・２群から各２単位以上
(7) 専門教育科目の基盤数理系１群から1.5単位以上
(8) 専門教育科目（基盤数理系及び技術英語以外）のうち必修47単位，かつ選択35単位以上（ただし，環境工学系，計画・設計・維持管理系からそれぞれ４単位以上とその他の系からそれぞれ２単位以上を含む）
(9) 一般教育科目，工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上
環境情報コース
(1) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学及び基盤科目の言語（技術英語を含む）から20単位以上
(2) 一般教育科目の教養科目（留学生科目を含む）のうち人文科学・社会科学から10単位以上
(3) 一般教育科目の基盤科目の言語（技術英語を含む）のうち１科目１単位の英語科目２単位以上を含む４単位以上
(4) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境，工学基礎科目の１～３群，専門教育科目の基盤数理系１～２群から22単位以上
(5) 一般教育科目の教養科目の自然科学の環境から６単位以上
(6) 工学基礎科目の１・２群から各２単位以上
(7) 専門教育科目の基盤数理系１群から1.5単位以上
(8) 専門教育科目（基盤数理系及び技術英語以外）のうち必修33単位，かつ選択49単位以上（ただし，総合系選択必修4.5単位以上，都市環境系から4単位以上，都市経営系と都市防災系からそれぞれ2単位以上を含む）
(9) 一般教育科目，工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上
２　建築学科を卒業し，学士（工学）の学位を得るためには，学則別表９(3)に掲げる授業科目中，次に定める単位を修得しなければならない。
(1) 専門教育科目82単位以上
(2) 一般教育科目，工学基礎科目及び専門教育科目合計124単位以上
３　電子情報工学科を卒業し，学士（工学）の学位を得るためには，学則別表９(4)に掲げる授業科目中，次に定める単位を修得しなければならない。
(1) 一般教育科目のうち英語科目４科目４単位以上を含む22単位以上

(2) 専門教育科目のうち選択科目76単位以上（選択必修30単位以上を含む，基礎数物系科目を除く）を含む98単位以上
(3) 一般教育科目及び専門教育科目合計128単位以上
4　生命工学科を卒業し，学士（工学）の学位を得るためには，学則別表９(5)に掲げる授業科目中，次に定める単位を修得しなければならない。
(1) 一般教育科目の基盤科目の言語のうち２科目２単位以上
(2) 専門教育科目のうち必修17単位と選択必修29単位以上を含み，かつB群とC群それぞれから24単位以上を含む80単位以上
(3) 一般教育科目及び専門教育科目の合計124単位以上
(転学部・転学科・転コース)
第15条　学則第13条の規定による転学部の願い出があった場合，学部長は，教授会の議を経て，学長に許可を求めるものとする。
2　工学部の学科間の転学科を希望する者については，学部長は，教授会の議を経て，学長に許可を求めるものとする。
3　社会環境工学科の２つのコース間の転コースを希望する者については，学部長は，教授会の議を経て，学長に許可を求めるものとする。
4　転学部・転学科の許可を得た学生の既修得単位の認定は，別に定めるところによる。
(他学部及び他学科の履修)
第16条　学生が，学則第19条の規定により他学部の授業科目を履修する場合，工学部及び履修を希望する当該学部の学部長の許可を受けなければならない。
　ただし，単位の認定は，別に定めるところによる。
2　学生は，工学部の他学科の授業科目を履修することができる。この場合，工学部の教授会で承認されなければならない。
　ただし，単位の認定は，別に定めるところによる。
3　他学部の学生が，学則第19条の規定により工学部の授業科目を履修する場合，工学部及び所属する学部の学部長の許可を得なければならない。
(学籍異動)
第17条　学生の学籍異動に関する事項については，この規則に定めるもののほか，別に定めるところによる。
附　則
1　この規則は，平成10年４月１日から施行する。
2　次の各号に該当する者については，変更後の規則にかかわらず，原則として従前の例による。
(1) 平成10年３月31日に在籍する者
(2) 平成10年３月31日以前に入学した者で，再入学又は復籍する者
(3) 平成10年４月１日以降平成12年３月31日以前に編入学する者
3　前項の取り扱いにおいて，教養部，教養部長又は教養部教授会の審議又は決定若しくは認定すべき事項については，工学部，工学部長又は工学部教授会が行うものとする。
附　則
この規則は，平成13年４月１日から施行する。
附　則
1　この規則は，平成14年４月１日から施行する。
2　ただし，平成13年度以前の入学者については，従前の規則による。
附　則
1　この規則は，平成15年４月１日から施行する。
2　ただし，第２条に掲げる別表9の専門教育科目は入学年度にかかわらず，平成15年度開講年次学生から適用する。
附　則
1　この規則は，平成16年４月１日から施行する。
2　ただし，第15条（他学部及び他学科の履修）は，平成15年度以前の入学者については，従前の規則による。

3　ただし，第２条に掲げる学則別表９の専門教育科目のうち「建築プレゼンテーション」「工学倫理」「データ工学」および「電子デバイス」は入学年度にかかわらず，平成16年度開講年次学生から適用する。
4　ただし，第２条に掲げる学則別表９の共通基礎科目のうち「海外文化Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」は平成13年度入学者から適用する。

附　則

1　この規則は，平成17年４月１日から施行する。
2　ただし，平成16年度以前の入学者については，従前の規則による。

附　則

1　この規則は，平成18年４月１日から施行する。
2　ただし，第２条に掲げる学則別表９の専門教育科目のうち「構造特別セミナー」「電気電子技術入門」「電気電子技術基礎」「電気回路基礎」「情報技術入門」「情報リテラシー演習」「電気電子技術基礎演習」「電波工学」「システムとネットワーク」および「通信法規」は入学年度にかかわらず，平成18年度開講年次学生から適用する。

附　則

1　この規則は，平成19年４月１日から施行する。
2　ただし，第３条に掲げる学則別表９の専門教育科目のうち「電気電子技術演習Ⅰ」「電気電子技術演習Ⅱ」「情報技術演習Ⅰ」「情報技術演習Ⅱ」は入学年度にかかわらず，平成19年度開講年次学生から適用する。

附　則

この規則は，平成20年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成21年10月１日から施行する。

附　則

1　この規則は，平成22年４月１日から施行する。
2　ただし，第３条に掲げる学則別表９の共通基礎科目のうち「数学セミナーⅠ」「数学セミナーⅡ」は入学年度にかかわらず，平成22年度開講年次学生から適用する。

附　則

この規則は，平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成24年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成27年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成29年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，平成30年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は，令和６年４月１日から施行する。